

（午後4時1分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。順番6、22番 中本君。

○22番（中本正人君）本日最後の質問者になるかと思えます。あともう少し、お付き合いよろしくをお願いします。

それでは、通告に従い一般質問を行います。市有地と紀の川祭の2項目についてお伺いしたいと思います。

まず1項目めの、本市が所有する土地についてからお伺いします。本市の集中改革プランは、透明性の確保と説明責任を果たすため、可能な限り明確な数値を掲げるとともに、広報やホームページなどを通して、市民に対してわかりやすく公示をしていくことが目的であると思えます。また、行政改革の実施については、コストの縮減など、財政健全化をはじめとする行財政改革はもとより、市民サービスの向上等を図るための改革の推進であります。

そこでお伺いしたいと思います。平成18年から22年の集中改革プランで、財政課の財政の健全化で未利用地の売却等となっておりますが、5カ年の集中改革プランの成果をお伺いしたいと思います。

2項目めとしまして、本市の夏の祭典、紀の川祭についてお伺いします。昭和23年に第1回紀の川祭が開催され、その間、2回の中止がありましたが、今年、第61回紀の川祭が盛大に開催されました。思い起こしますと、紀の川祭も3日間開催された時期もありましたが、時代の流れというのでしょうか、近年

では1回の紀の川祭の開催も厳しくなっているということです。紀の川祭の予算といえば、市の補助金1,000万円、紀の川祭基金から1,000万円、寄付金1,000万円の3,000万円でありましたが、紀の川祭基金も底をつき、長引く経済の悪化から寄付金も難しくなってきたことも事実であります。

ここでお伺いします。市民の間で、「紀の川祭も今年が最後で、来年からはなくなってしまいうらしい」という声が私たちの耳に入ってくるということです。そういう声が市民の間でひとり歩きしているということです。市民の楽しみである紀の川祭、ふるさとへ帰省する人たちの楽しみでもある紀の川祭について、当局の考えをお伺いして、私の1回目の質問といたします。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君の一般質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（那須浩二君）登壇〕

○総務部長（那須浩二君）議員おただしの未利用地の売却の進捗状況でございますが、平成18年度から平成22年度までの5年間で、売却件数は40件で、売却金額の合計は4,085万3,135円でございます。本市の集中改革プランにおける数値目標に対する達成率は51.06%となっております。この中には、法定外公共物用途廃止に伴う払い下げや、行政財産として事業に要した後の団地を整理し、普通財産へと事務処理を行った後に売却した用地も含まれております。

市有財産のうち、比較的安易に売却が可能な物件の見直しを図り、平成20年度より5箇所市有財産売却一般競争入札の公告を行い、

歳入の増収に努めているところです。そのうち、1箇所のみ入札が成立し、売却することができましたが、その他の物件につきましては昨今の厳しい社会情勢の中、入札参加申し込み者なしという現状がございます。

本年度につきましても、引き続き市有財産売却一般競争入札の公告を橋本市広報及びホームページにおいて行い、万入札参加申し込み者がいない場合、1年間随時受付を行い、先着順に売却が可能とする公告を再度、広報及びホームページに掲載することとし、1件でも多く売却できるよう鋭意努めてまいりたいと思っています。

なお、普通財産のうち、国や県の公共施設用地として貸し付けをしている物件、社会福祉施設、学校法人等に貸し付けを行っている物件、各地区の防災倉庫設置場所、花と緑のリサイクル運動による花壇の設置、地域高齢者の生きがい活動でもありますグラウンドゴルフ場やゲートボール場、少年野球のグラウンドとして有効活用いただいています物件等につきましては、当分の間、売却することは困難であると考えています。山林用地につきましても、境界明示等の解決すべき問題があり、直ちに売却するという事は困難であると考えています。

今後、さらに行政財産も含め市有財産を精査し、売却可能な物件の洗い出しを行い、歳入の増収に取り組んでまいりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

〔経済部長（岡松克行君）登壇〕

○経済部長（岡松克行君）続いて、本市の夏の祭典、紀の川祭についてお答えいたします。

紀の川祭は、戦後すぐの昭和23年に第1回が開催されてから、今年で61回目を迎えた歴史あるイベントであり、橋本市民に限らず、近隣市町村の方にとってもお盆の風物詩の一

つとして定着しています。今年は、さきの東日本大震災による被害に遭われた方への支援の一環と位置付け、全国各地から活気を生み出すことが被災地の復興の礎になることを願い、実施いたしました。

さて、紀の川祭はここ数年、安全対策の問題や企業協賛のあり方、市民のかかわり方など、祭を開催する上で検討すべき課題が多くなっています。

そこで、橋本市の夏の祭典を継承していくために、これまでも市民の皆さまから多くのご意見をいただきながら検討を重ねてまいりましたが、来年度以降の橋本市の夏祭りについて、これまでのご意見等を踏まえながら、人と人のきずなの広がりや、地域の活性化につながる市民のための祭りとして開催できるよう努めてまいりたいと考えています。

このことから、早々に協議の場を立ち上げ、実行委員会の形態、事業の内容、名称、開催場所等を検討していくこととしていますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君、再質問ありますか。

22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）ありがとうございました。

ただ今の当局の答弁を聞きまして、市有地についてから再質問しますけど、努力してくれているということはわかりますけども、努力している割にはまだ成果が上がっていないというふうにも私、受け取るんです。

その中で、この市有地の一覧表を見てみますと、先ほどの答弁にもありましたけども、何かもったいな、利用してくれてるけども、もったいなという土地があります。これは、先ほど答弁の中にもありましたけども、特に私が目についたのがグラウンドです。皆さんもご存じのとおり、紀見小学校の跡地、

山田中学校の跡地、そして応其中学校の跡地、これなんか本当に一等地でありますわね。応其中学校の跡地なんか、高野口町のど真ん中にある、1万㎡からある土地ですよ。そして、紀見小学校の跡地でも、国道の真横にあり、半分ぐらいはあれ、売却してますけども、それが売れてないと。グラウンドゴルフとか駐車場に使われていると。そして、山田中学校の跡地もグラウンドゴルフとか駐車場。別に私はこれがだめだとは言ってますけども、この一等地の土地を、いつまでこのように使っていくのかということです。

というのは、山田中学校が移転して、もう30年です。応其中学校が移転して、統合して28年かな。そして紀見小学校が移転して24年になると思います。この一等地の広大な土地をこのままでやっていくのか。先ほど答弁の中にもありましたけども、当分の間、売却していかないという答弁があったと思うんですけども、これはいかなる理由で売却していかないのかということについて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君の再質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須浩二君）議員のおっしゃられるように、大変立地条件の良いところに小学校跡地等がございます。現在は地域の方々のグラウンドゴルフなどにご利用いただいているところでございます。これらは、今まで学校ということで地域の方々の強い思い入れのある、また、当時の寄付とかの経過もございます。ですから、それらも踏まえ、十分な地元との協議が必要かと思っております。

紀見小学校跡地におきましては、国道側の1mあまり、これは民地となっておりますので、直接国道とは接していないというような状況で、まだ地籍のほうの確定等が進んでい

ない。また、山田中学校の跡地につきましては、隣に伊勢講の土地というのがございましたが、昨年やっと境界等の確定ができたというような経過がございます。

今後、これらの土地につきましても、将来的にどのように活用すべきか慎重に考えるとともに、地域の方々と十分な協議をしてまいりたいということで、慎重な取り組みをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）いろいろな理由があるかと思えますけども、だれが見ても、やはり納得できる利用をしていただきたいと思えます。

先週の新聞で藤井税調会長の談話が載ってました。ちょっと話、余談になるかわかりませんが、やはり国も地方も財政の厳しい中で、特に、東日本大震災の復興の財源に国有財産を売却して、それを充てると。そして、増税を縮減するというふうな新聞に載ってましたわね。それは、本市としても一緒だと僕は思うんです。やはり、財政厳しい中で、売却できる場所は売却してほしい。そしてそれを、自治体の、本市の歳入に入れていってほしいなというふうな思うんです。

というのは、昔は土地も10年サイクルでまわりましたよね。しかし、今は持てば持つほど金がかかるという時代ですわね。それだからこそ、やはり、損して得を取れじゃないけども、売れるところは売っていくことが大切じゃないのかなと思うんです。そして、この一覧表を見ていまして、宅地の中でも、宅地として載っていますけども、利用できない土地もあれば、まだまだもったいないなという土地もたくさんあります。

ここで、ちょっと一点だけ伺いたいんですけども、柿の木坂に分譲地として2区画

の土地がありますわね。これ、私も先日見てきたんですけども、もちろん先ほどの答弁の中で、ホームページやああいうところで紹介しているとは思いますが、私が見たとき、立て看板で1区画、2区画で、それで立て看板に売却地、そして橋本市の電話番号と開発会社の電話番号が書いてあるだけ。私も言葉悪いですけども、本当にこの集中改革プランにも載っているように、売却というのであれば、本当に売ろうという気があるのであるならば、何か私、あの看板を見たときに、ホームページぐらいで、そんな見る人というのは限られてますわね。その中で、本当に売ろうというならば、もっと積極的に何かの方法があると思うんです。という中で、私は何か言葉、やろうという気持ちと行動が伴っていないと私自身そう感じるんです。

その件についてでも、あそこは一等地ですよ、言えね。ましてや住宅街では一等地やし。しかし、残念ながら紀見小学校のグラウンドの北西の一番奥にあたる場所で、ほとんど見に行く人なんか少ないと思いますわ。そういうときに、本当に売ろうという気があるのならば、もう少し、ただホームページとか広報等で紹介するんじゃなしで、一般競争であれば新聞折り込みでもやってますわね。そこまでやれとは私は言いませんけども、それぐらいの気持ちでやっていっていいんじゃないのかなと僕は思うんですけども、それについてどうですか。お伺いします。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）柿の木坂の用地におきましては、今まで何度か公告を行い、22年の10月ですか、そして23年の2月の広報、そしてインターネットという形で入札の公告を行ってきております。しかし、議員おっしゃられるように、入札参加の申し込みもございませんでした。そして、この9月号で改め

て公募の広報をさせていただきました。そして、そのときに、同時に今おっしゃられた看板のほうを設置をさせていただいたということで、今回はじめて看板の設置ということで、できるだけここに売却用地がありますということの周知を図るために取り組んだところでございます。このことがまだ足りないということかもわかりませんが、私どもとしましては、早期に売却できるように取り組んでおるところでございますので、よろしくご理解のほど、お願いしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）努力はわかりますけど、やはり納得できませんね。部長も知ってのとおり、柿の木坂、一番北の奥ですよ。ああいうところに立て看板を立てたところで、だれが見るんですか。それは近所の人はいくつと見るでしょう。そもそも、その辺からちょっと考えが違うと思うんですよ。

変な話、言い方は悪いですけども、これももし自分の土地だったら、必死になって売ると思いますよ。売れなければいけないと思うのであれば。そういうところが僕は合点がいかないんですけどね。これは部長が今答弁してもらった、努力していくということですけども、それはそれなりに私も受けとめますけども、やはり考えが甘いというのかな、と私は感じるんですけどね。

いっぺんお聞きしますが、あれ、だいたい㎡当たり、坪当たり、いくらで出してますの。話は、単価は。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（那須浩二君）現在、9月の公告で出させていただいておりますのは、一つは199.59㎡で745万円、もう一つは199.81㎡で674万円の最低価格として公示しております。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）それで売れませんか。

厳しいですな。なるほどね。というのは、私も市有地について、やはり売ることになって、これは当然のことながら、もちろん売却費が当然入りますよね。そこに今度また固定資産税というのがついてきますよね。それに今までの管理費が浮いてきますやんか。となれば、それだけのメリットがあるわけですね。そやから、損して得を取れじゃないですけども、長い目で見たら売ったらいいなと思うけども、それだけの単価にしても売れないということは、今私、単価を聞いてびっくりしたんやけど、厳しいなと感じますわ。そうかといってこのまま放っておくわけにもいきませんし、やはり売却に対しての精いっぱい努力をしてほしいということを要望するしかないということで、この件については要望にとめておきます。

それで、ちょっとお聞きしたいのは、私、通告したんですけども、開発公社につきましては、これはまた別なので、この場で質問するわけにはいかないということですね。どうでしょう、ちょっとお話ししたいなと、私、思うんですけどもいかがでしょうか。だめでしょうか。

○議長（井上勝彦君）内容によるんですけども、ということなんです。

○22番（中本正人君）私も開発公社とお話させてもうたところ、一応24年度中に第3セクターの改革推進債ですか、あれを活用して、市のほうに買い戻ししてもらおうということを聞いたもんやから、その件についてちょっとお話ししたいなと思ったんだけど、だめでしょうか。

○議長（井上勝彦君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）中本正人議員のご質問にお答えいたします。

第3セクター改革推進債でございますけども、第3セクター改革推進債につきましては、

地方公共団体の財政健全化のために、平成21年度から平成25年度までの5年間において、地方公営企業または地方公社及び第3セクターの抜本的な改革を行えるよう創設された起債でございます。

ここで言います抜本的な改革と言いますが、土地開発公社でございましたら解散ですとか、業務の一部廃止等々が抜本的な改革ということになります。本市の起債の対象経費でございますけども、本市の土地開発公社の場合ですと、橋本市が債務保証をしております公社の借入金の償還に要する経費ということになりますので、平成23年の3月末時点で土地開発公社の借入金が13億7,000万円ございまして、その13億7,000万円が第3セクター改革推進債の発行限度額と、上限ということになります。

それから、第3セクター改革推進債を借ろうと思いますと、国の許可制度によるものでございますので、許可がなければ借りられないということになります。起債を借りた場合の償還年限でございますけども、原則的に10年間の償還期限ということになっております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）財政課長の答弁につきましては、中本正人議員の土地開発公社についての一般通告書に基づいてご答弁いただいておりますので。

引き続き、22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）じゃ、この件に関して質問してよろしいんですね。というのは、この5月に、河内長野市が土地開発公社を解散してますよね。そして、この第3セクターの改革推進債を活用して、ということも私も聞いております。これは確かにいいことだと思うし、私も開発公社と話をしたときに、24年度中には買い戻ししてもらおうということで、僕はそれで大いに賛成ということは、やはり

聞いていますと、支払利息だけでも年間2,000万円から払わなければいけないということを、これを買戻しすれば支払利息だけでも要らない、要らないというもおかしいですが、要りませんわね。それは一番金利の高い、8.何ぼとかやったら月2,000万円からあったということも聞いてますけども、それはそれとして、僕は買戻しすることに賛同するし、いいことやと思います。まして、まだ遅いくらいかなというふうに感じますんやけど。

その中で私が心配するのは、それはそれでいいんですけども、今度は買戻したら市有地として、もちろん普通財産としてその上に乗ってくるわけでしょう。そういうときには、やはりそのときにももちろんメリットはあるんですけども、今度は乗ってきたその普通財産をどのようにしていくのかなという、そういう計画があればちょっと聞かせてほしいなと思うし、ただ、もう今も買戻しするのが精いっぱい、精いっぱいという言葉おかしですけども、それだけでそこまで考えてないというのであれば、それでも仕方ないけども、もし、その買戻した後の膨大な土地をどうするのかと、もし何か計画でもあれば教えていただきたい。なければないで結構ですので、ちょっとお願いします。

○議長（井上勝彦君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）まず、先ほど、改革推進債を借るにつけて、ちょっと中本議員のほうから償還の利息が要らないという話がちらっと出たんですけど、公社自体の借入利息というのが年間約2,000万円、1,836万6,000円、これが1年間に公社が利息を払ってるんですけども、それにかわって改革推進債を借りますので、新たに公社としては要らないんですけども、橋本市としての改革推進債に対しての利息というは、当然、市が払っていかなければならないということになりますので、

償還利息が要らなくなるというのは、あくまで公社だけの話になるかと思えます。

ちょっとメリットの話も出たんですけども、私のほうで土地開発公社、第3セクター改革推進債を活用することによって、公社の解散ができるというのが一番大きなメリットでございます。特に、本市の土地開発公社の債務というのが、比較的県下でも非常に少ない債務でございます。その関係上、第3セクター改革推進債を借ってでも、新たな財政負担というのが大きく膨らまないと考えております。

それと、償還する利息につきましては、利息の2分の1が特別交付税措置がされるということで、ちょっと概算で出したんですけども、第3セクター改革推進債を、13億7,000万円を借ったとすれば、年間というか10年間で約8,700万円程度の利息が必要なんですけど、その半額で済むと。特交措置が半分になるということで、半額の市の負担で済むということになるかと思えます。

それから、土地開発公社を今度は市が取得した場合の、その後の活用方法という話になると思うんですけども、ご存じのとおり、開発公社用地というのは、地理的、地形的に非常にさまざまな条件下にあります。その活用については非常に苦慮する、そして非常に検討を必要とするということだと思っております。特に、地理的・地形的に好条件な土地につきましては、やっぱり企業誘致用地等々に活用していくなどによって売却を進めていくということになるかと思えます。ただ、山林ですとか、その辺はやっぱり十分検討しなければならないと思っております。

○議長（井上勝彦君）22番 中本正人君。

○22番（中本正人君）よくわかりました。私も、ある程度のことは聞いて、また調べてわかっていましたんですけども、やはり大きな金額ですので、一応それもあるのも、まして

やこれ、債務超過になると解散できませんわね。実際、県下でも私の知ってるところでは新宮市とか海南市とか、隣のかつらぎ町かな、債務超過になって解散できないということも私も聞いてはおるんですけどね。それはそれとして、今回の件に関しては、僕は大いに賛成であるし、先ほど見ましたように、1年でも遅いぐらいだからというぐらい、私も思っておるんですけども、そういう中で、この公社の土地につきましては、できる限り売却できるように努力してほしいとしか言いようがありませんし、この厳しい時代ですから、それしか私も言いようないし、あまり本市としても財政もますます厳しくなってくるという、今のところはまだそこまではいってなくても、やはり良くなるあれがないので、やはり持っている土地、売却できるところは市の歳入に入るように努力してほしいなということをお願いしたいと思います。

そしてまた、これもこれで細かいことはもう言いませんし、とにかく先ほど言いましたように、売却に対して努力してほしいということを要望しておきたいと思います。

続きまして2項目めの紀の川祭についてお伺いします。これは、私も市民の皆さんからよく「紀の川祭も今年で最後らしいな、もう来年からあれへんらしいな」ということを、かなりの人から聞きました。これは私だけでなく、他の同僚議員の皆さんも聞いていることだと思います。ですから、この件に関しては別に議会で、ここで議場でお話を聞かなくても、直接部長に聞けばそれで済むことですが、かなりの市民の方がそういうふうにおわれている、間違っているということがありましたので、あえて質問させていただきました。

ということは、私たち議員も知らないことが、どうして市民の方がひとり歩きしている

のかなということですね。私もよく言われたときに、それはないと思いますよと、ただ、財政も厳しいし、経済も悪化している中で、なかなか寄付等も厳しくなるということですし、まして紀の川祭の基金も500万円ほどしかないということで、もう底をついたということの中から、そういう中から流れたのかなと私自身そう思っておるんですけども、それはそれとして、やはり先ほども1回目の質問でも言いましたように、市民の楽しみである紀の川祭をやっていただくということは、先ほどの答弁で私、安心して聞かせていただきました。しかし、名称がどうなるかそれは別として、これからまた大いに検討会の中で検討していくということで、それはそれでいいと思います。

それと私、この件につきましても、お隣のかつらぎ町もちょうかつらぎ町の夏祭りと花園の星の集いかな、うちと良く似た、2箇所ですんやけども、規模が全然違いますけどね。ついでにちょっとご紹介だけしておきますけども、かつらぎ町は450万円の補助金ですわ。それをかつらぎ町と花園で分配しているということですね。カップまつりでも一応市は300万円出してますけど、800万円ぐらいの規模で予算でやっているということも、私、聞きましたんやけど、そういう中で、やはりこれからの祭りもどういふ祭りになるのか、別に名称はどうなるかは別にしまして、やはりこれからの今現在、本市においても二つある夏祭り、これもいつの日かやはり一つになって、もっと中身の濃いものにしていくのも一つの方法だと思いますし、これは、これからまたそういう議論をする場がありましたら、またやっていただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（井上勝彦君） これをもって22番 中本正人君の一般質問は終わりました。

○議長（井上勝彦君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明
9月13日午前9時30分から会議を開くことに
いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

ご苦労さんでございました。

（午後4時38分 延会）